



科学研究費補助金等に係る機関管理 — 京都大学の検討状況について —

平成19年7月10日(火)

科学研究費補助金等に係る機関管理に関する研修会

京 都 大 学

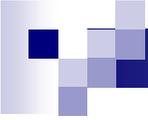


研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)

最初の報告(平成19年11月中)の段階において実施していることが必須である最低限の事項(平成19年5月31日通知)

第1節 機関内の責任体制の明確化

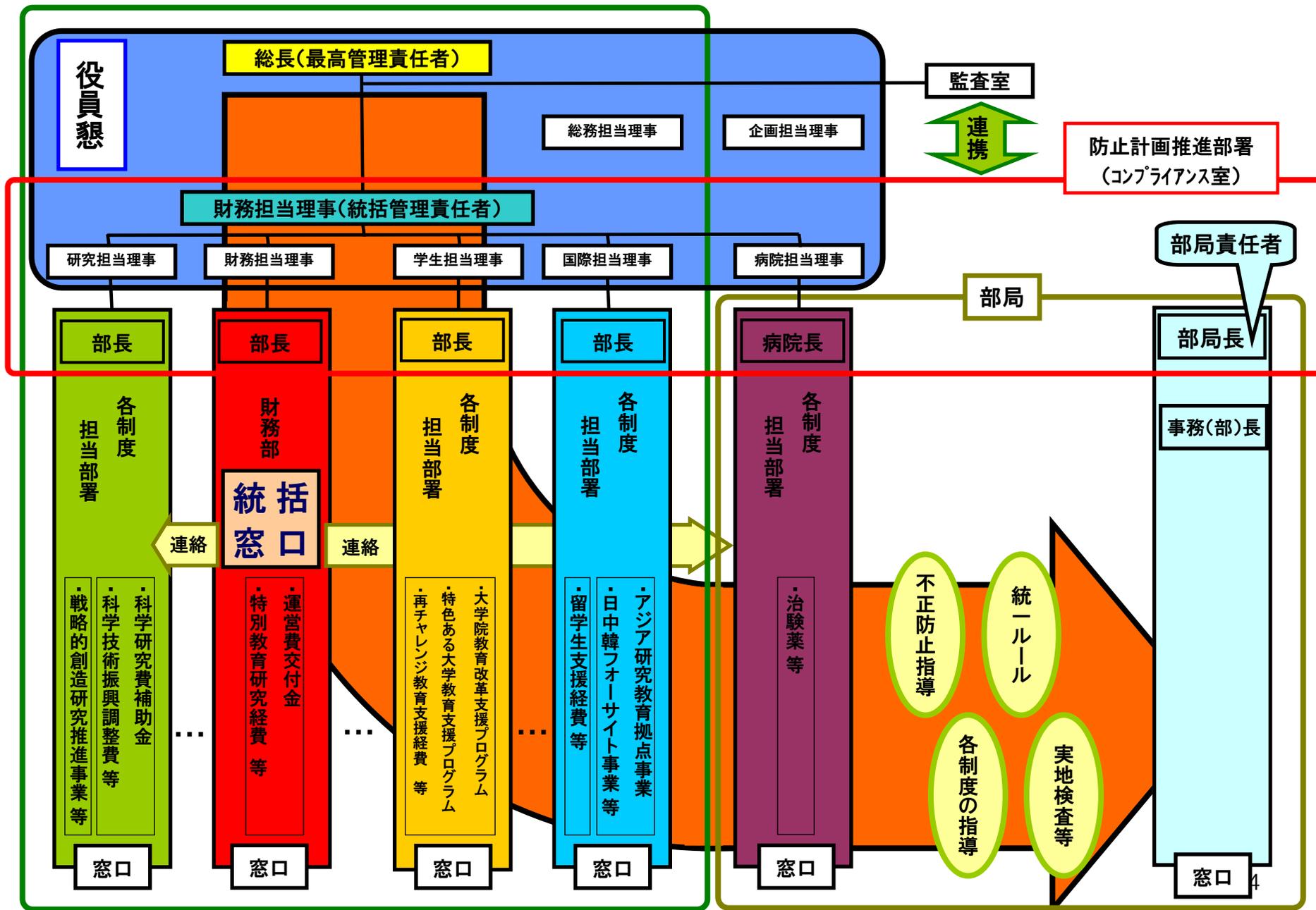
- ① 機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者(以下、「最高管理責任者」という。)を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。
- ② 最高管理責任者を補助し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下、「統括管理責任者」という。)を定め、職名を公開する。



③ 機関内の各部局等(例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織)における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者(以下、「部局責任者」という。)を定め、職名を公開する。

④ 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

公的研究費(京都大学)の責任体制図(A案)



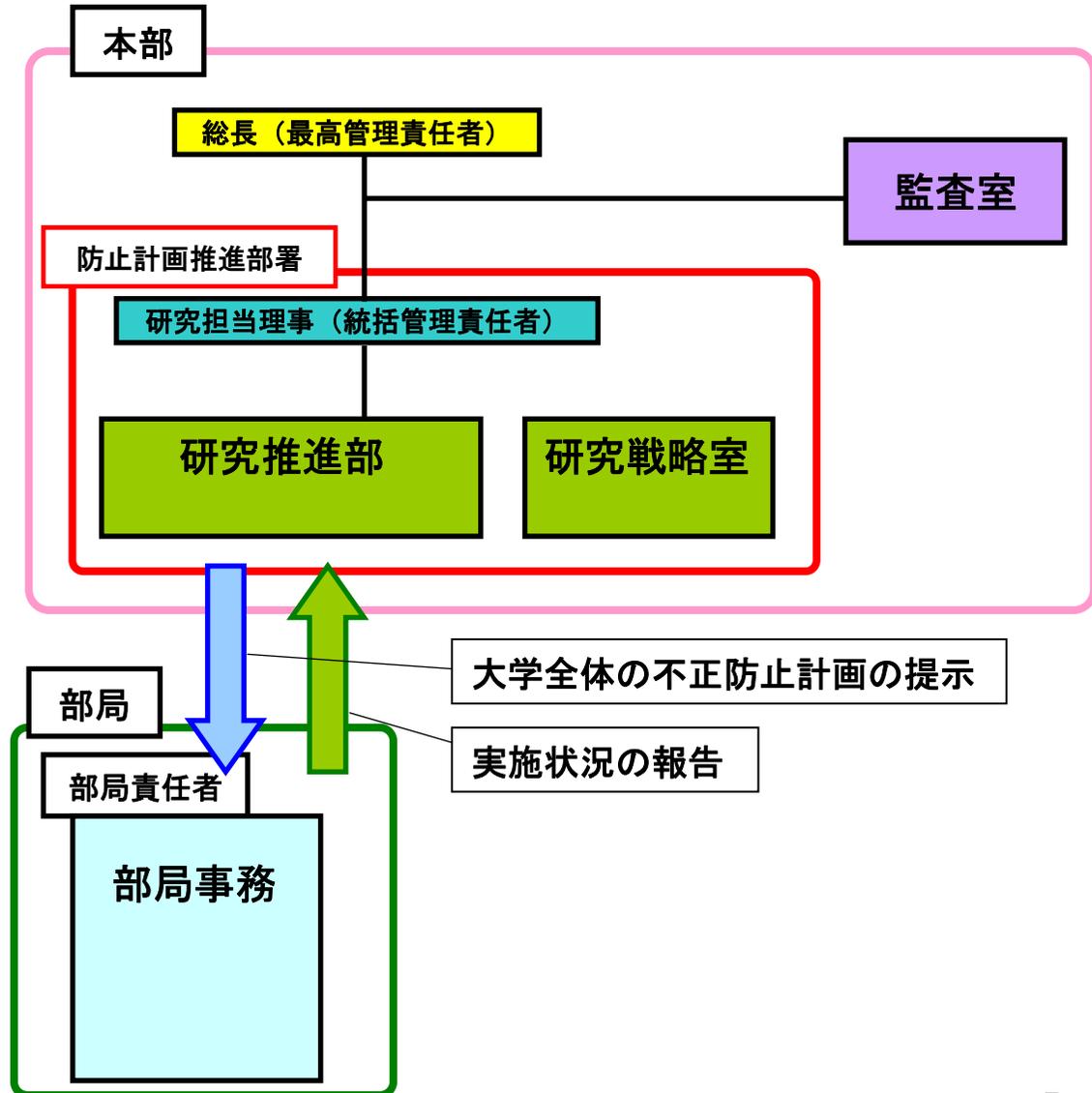
公的研究費(京都大学)の責任体制図(B案)

①不正防止計画

大学全体の「不正防止計画」は最高管理責任者が策定

「不正防止計画」に係る事務は研究推進部が担当

各部局の実施状況は各部局で把握し、研究推進部へ報告する



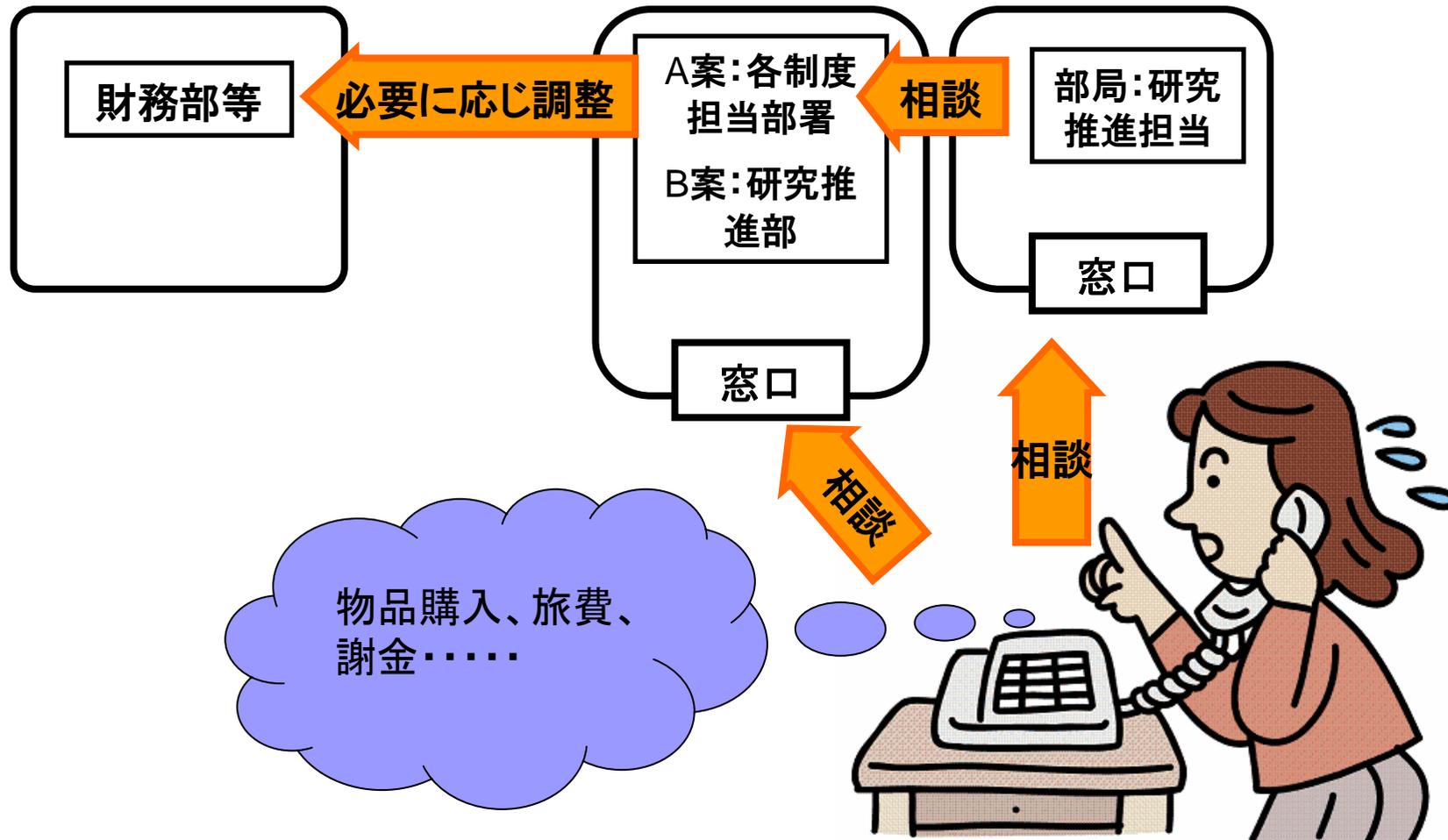


第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

④ 事務処理手続に関する機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する仕組みを設ける。

事務処理手続・競争的資金等の使用に関するルール等相談窓口



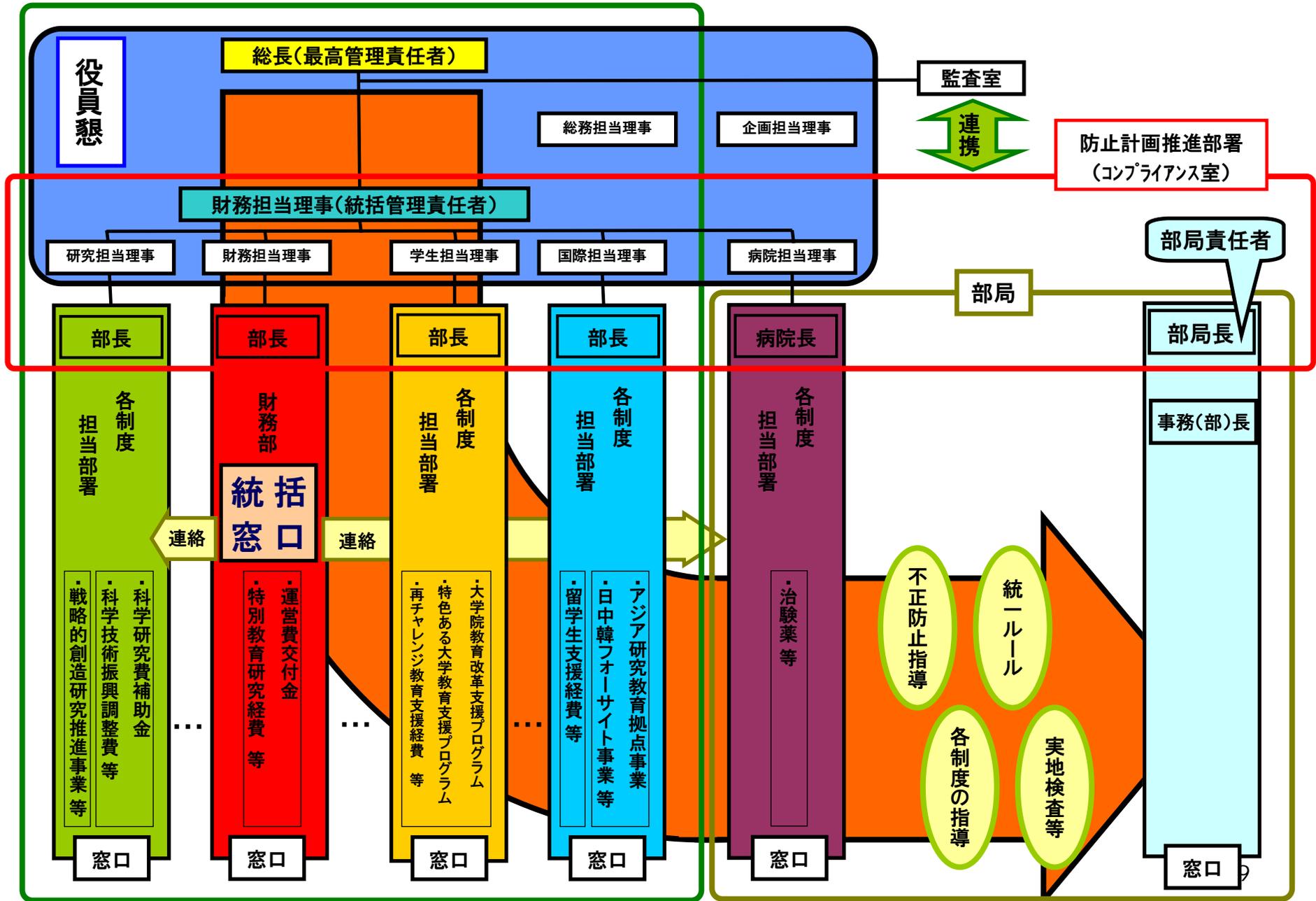


第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(2) 不正防止計画の実施

- ① 研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署(以下、「防止計画推進部署」という。)を置く。

公的研究費(京都大学)の責任体制図(A案)



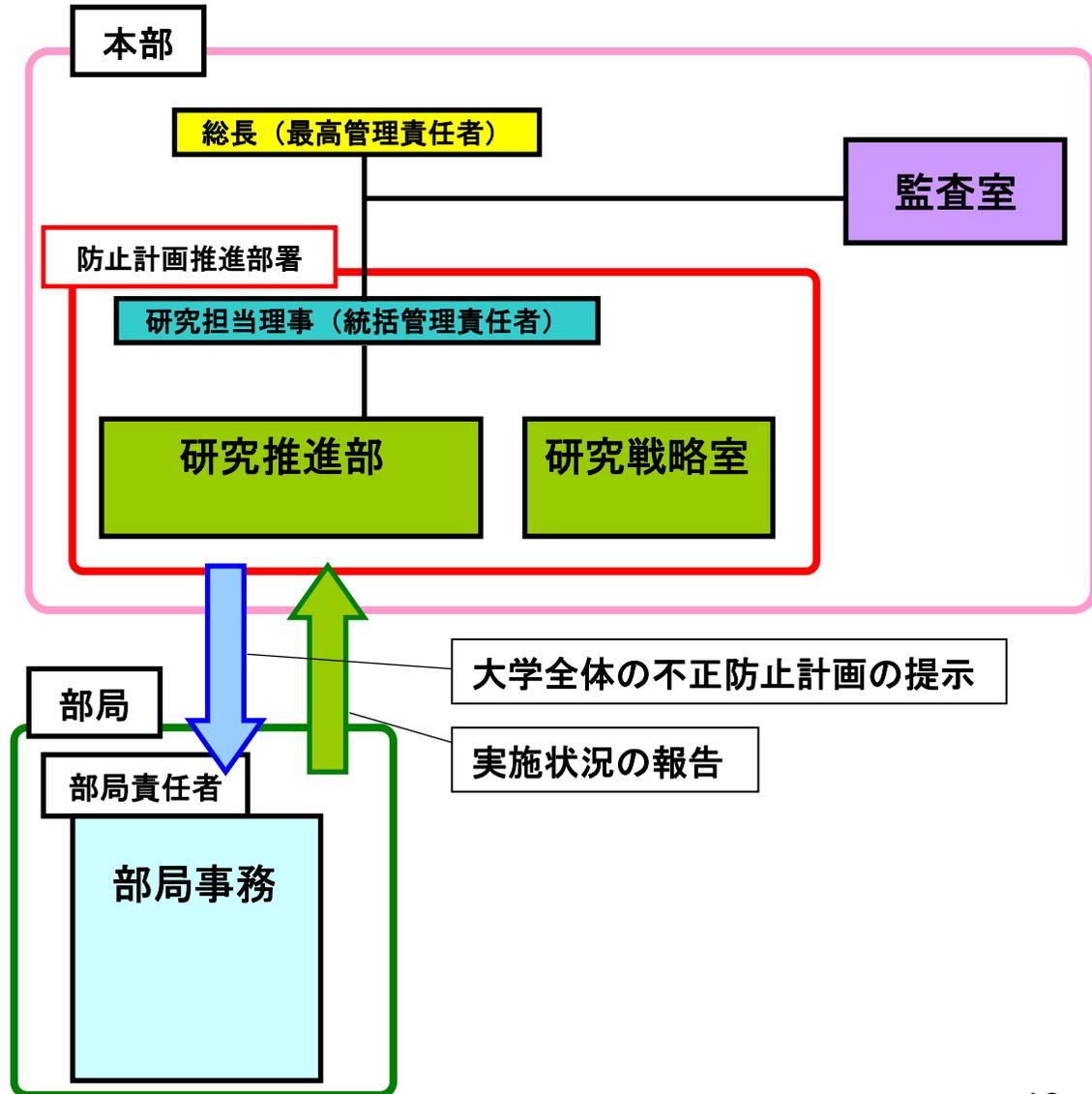
公的研究費(京都大学)の責任体制図(B案)

①不正防止計画

大学全体の「不正防止計画」は最高管理責任者が策定

「不正防止計画」に係る事務は研究推進部が担当

各部局の実施状況は各部局で把握し、研究推進部へ報告する





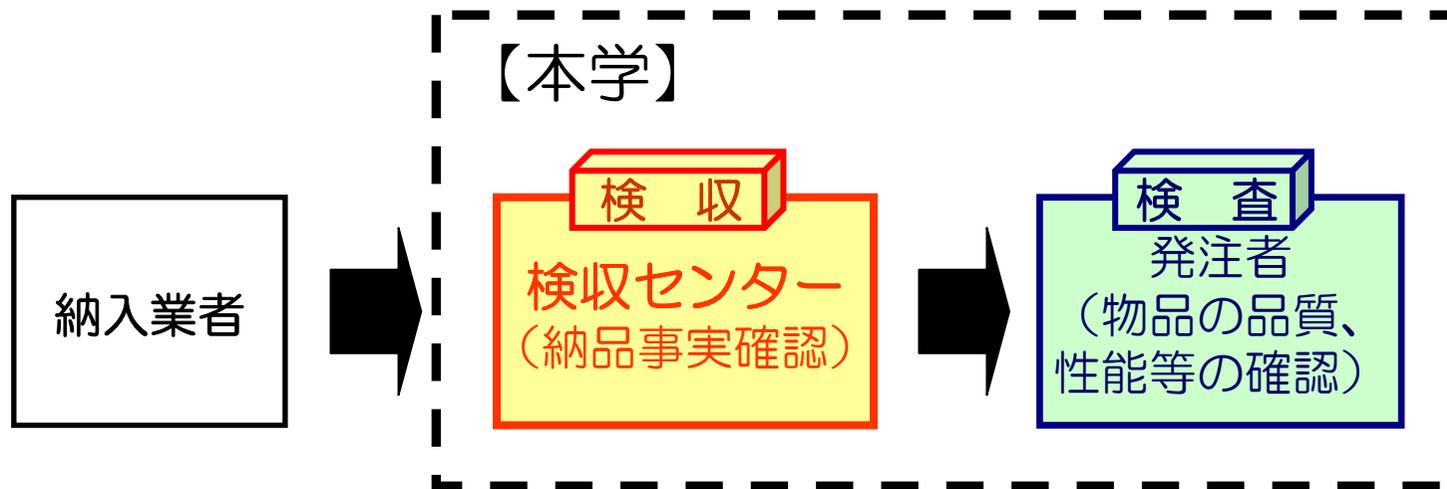
第4節 研究費の適正な運営・管理活動

④ 発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する。

⑥ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定める。

検収センターの設置

- 物品購入におけるゲート機能として、納品事実の確認を行うために、部局毎に検収センターを設置
検収センターを通らないものは本学への納品と認めない。

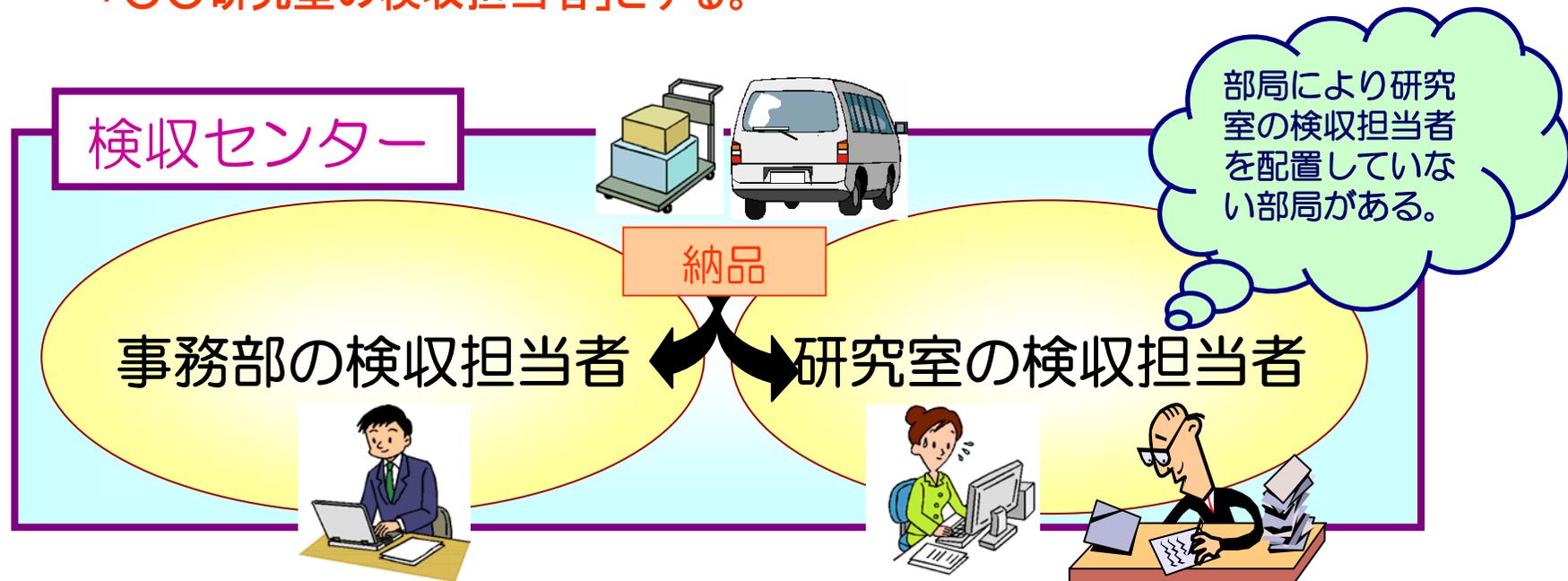


※ 全ての物品購入について、検収センターで検収

検収担当者

- 業者は検収センターの事務部の検収担当者又は研究室の検収担当者に納品
(どこの検収担当者に納品してもらうか、発注時に指定)
- 検収担当者は納品書に記載された品目、数量と現物の確認を実施

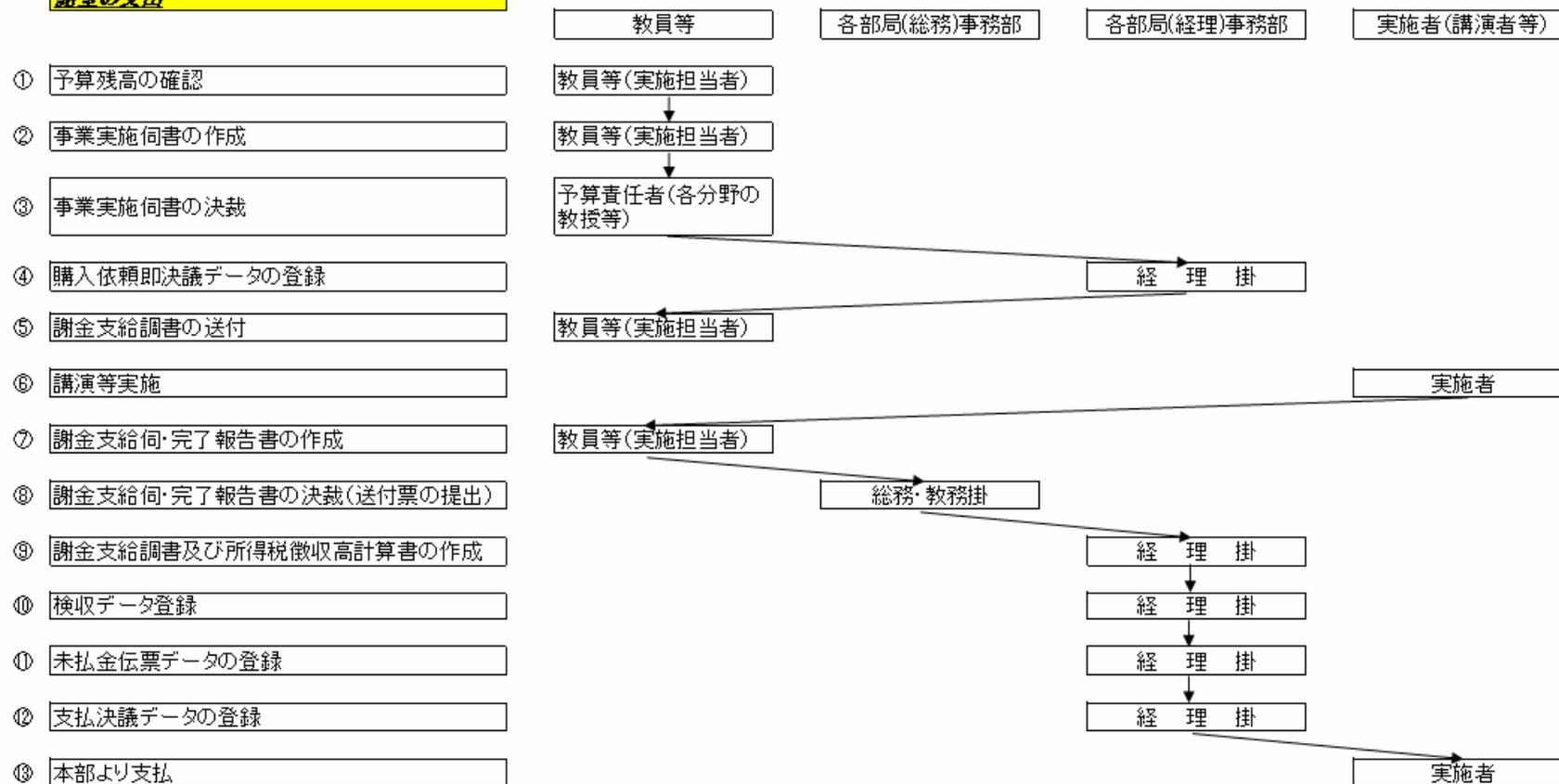
※ 検収担当者の指定方法については、「検収担当者(個人名)」や「〇〇研究室の検収担当者」とする。





業務フローチャート

謝金の支出





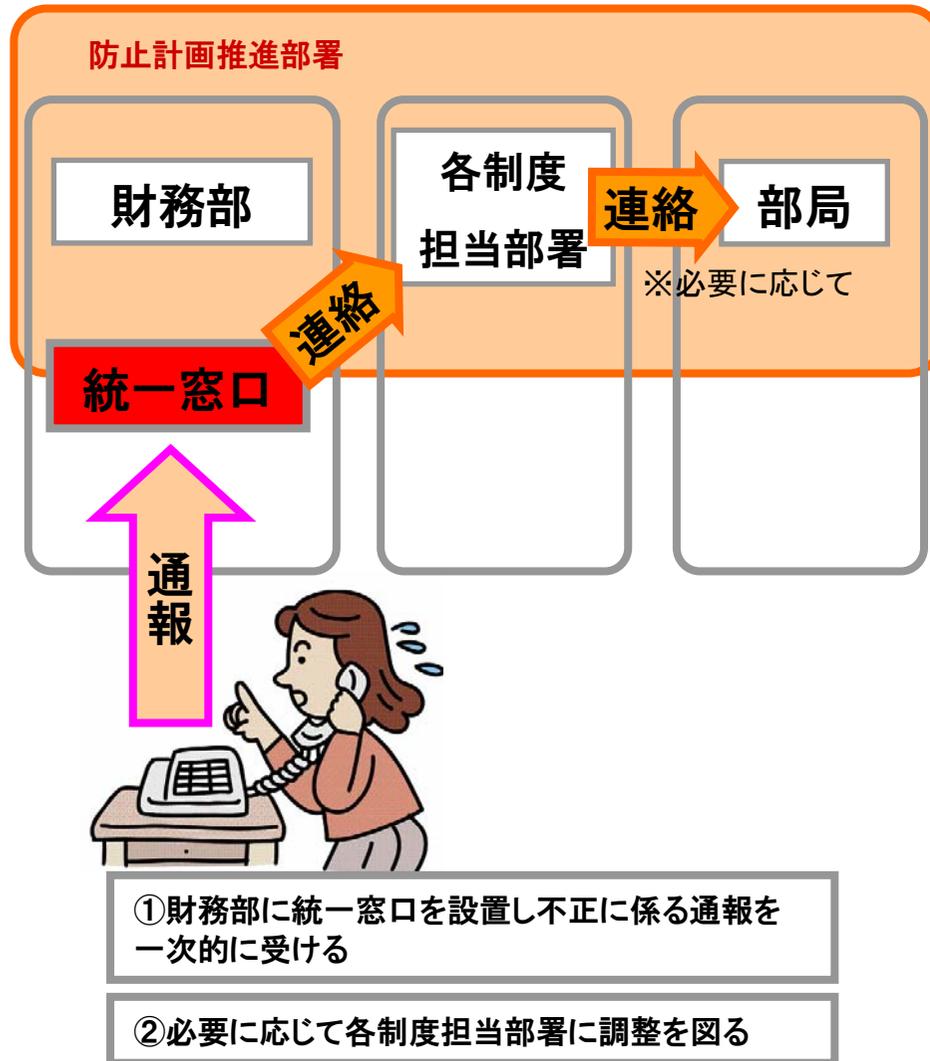
第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

- ① 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

- ② 機関内外からの通報(告発)の窓口を設置する。

- ③ 不正に係る情報が、最高管理責任者に適切に伝わる体制を構築する。

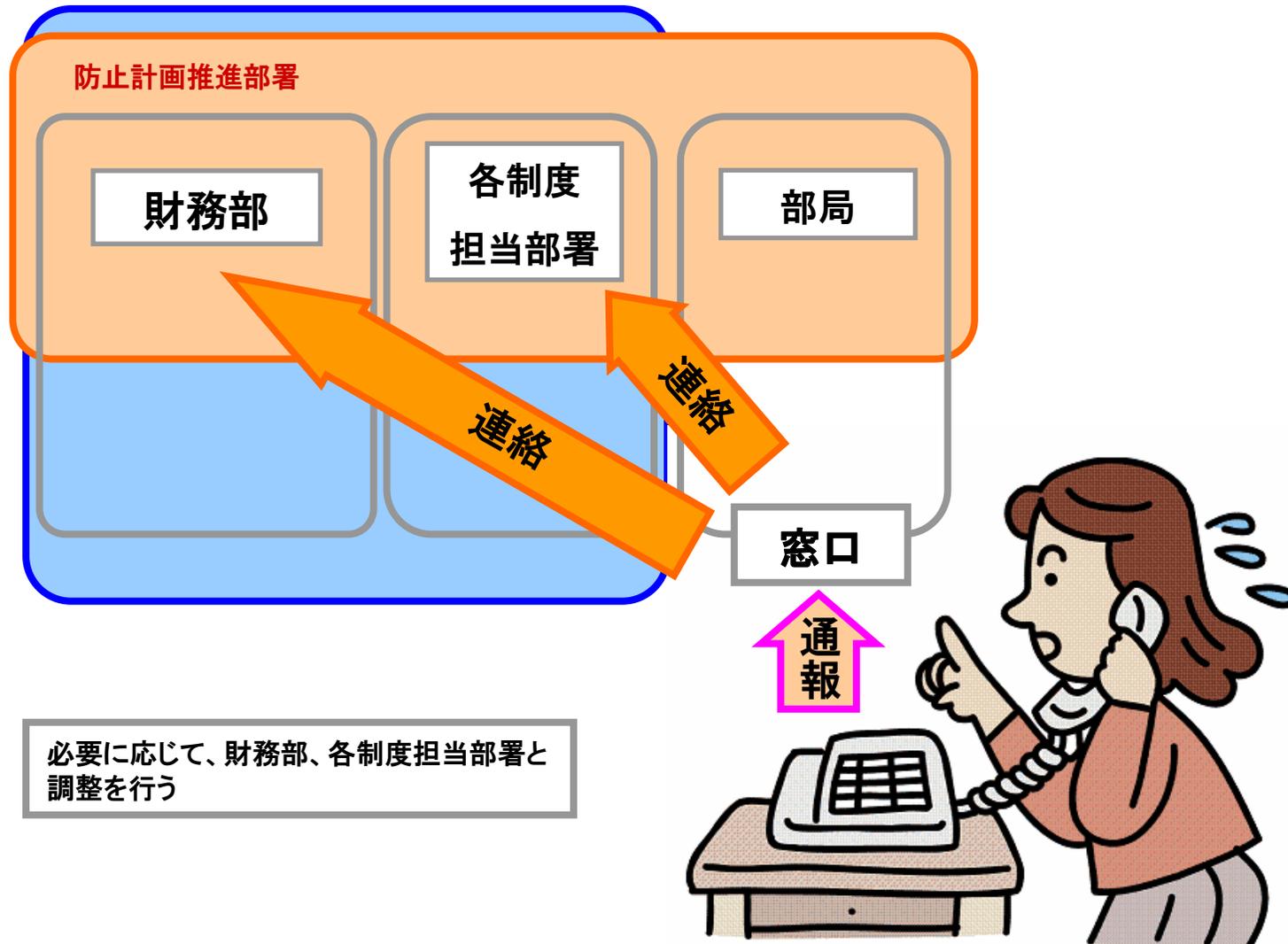
I、統括窓口に通報があった場合



II、制度担当部署に直接通報があった場合



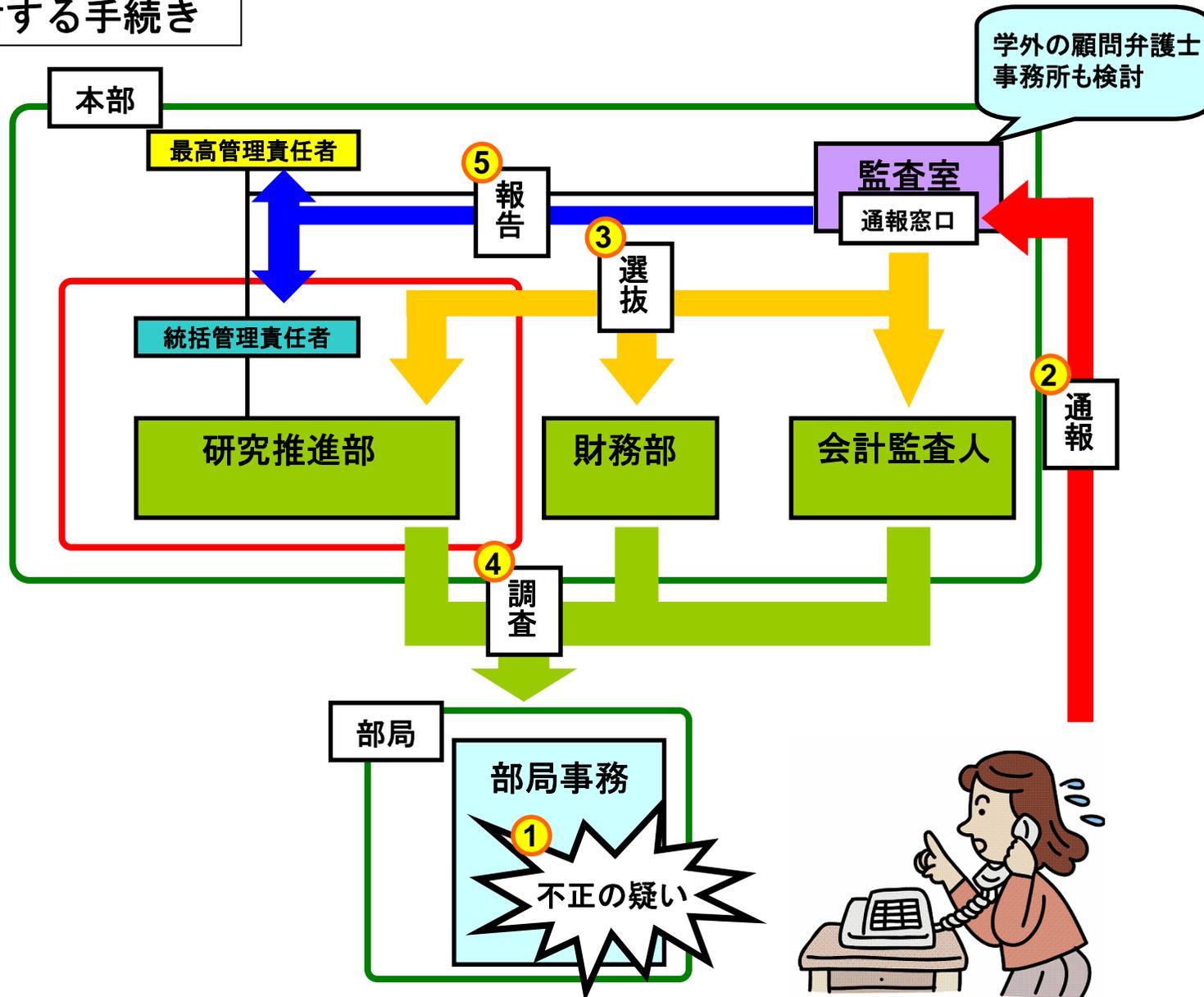
Ⅲ、部局に通報があった場合



必要に応じて、財務部、各制度担当部署と調整を行う

通報窓口(B案)

通報に対する手続き





監査室

- ・総長直属の事務組織
- ・定期的又は臨時に業務監査と会計監査を実施
- ・平成18年4月1日から公益通報者保護法の施行に伴い、公益通報の相談窓口及び通報窓口を担当
- ・室長、監査グループ長、外2名の計4名体制

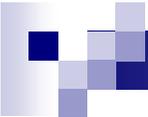
監査グループ

- ・内部監査、監事監査の支援、公益通報の相談及び受付



第6節 モニタリングの在り方

- ① 競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備する。



第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

- ① すべての研究者及び事務職員にとってわかりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。
- ② 機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局間で統一的運用を図る。
- ③ ルールの全体像を体系化し、すべての研究者及び事務職員に分かりやすい形で周知する。

ルールの明確化・統一化(A案)

京都大学の基本理念

京都大学は、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う。

各制度の担当部署による周知徹底

学内規程

- ・国立大学法人京都大学会計規程
- ・国立大学法人京都大学旅費規程
- ・国立大学法人京都大学教職員懲戒規程

さらに
ポリシー又は基本方針により明確化

各制度毎のルール

- ・科学研究費補助金
- ・科学技術振興調整費
- ・戦略的創造研究推進事業等

各制度毎のルール

- ・大学院教育改革支援プログラム
- ・特色ある大学教育支援プログラム
- ・再チャレンジ教育支援経費等

各制度毎のルール

- ・アジア研究教育拠点事業
- ・日中韓フォーサイト事業
- ・留学生支援経費等

各制度の担当部署において執行・事務手続等の指示
(相談窓口、Q&Aの作成など)

研究推進課による
周知徹底

京都大学の基本理念
京都大学は、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う。

学内規程

- ・国立大学法人京都大学会計規程
- ・国立大学法人京都大学旅費規程
- ・国立大学法人京都大学教職員懲戒規程
- ・公的研究費の適正管理に関する規程(仮称)制定

さらに

研究者・事務職員の
行動規範により明確化

各制度毎のルール

- ・科学研究費補助金
- ・科学技術振興調整費
- ・戦略的創造研究推進事業 等

研究推進課において執行・事務
手続等の指示
(相談窓口、Q&Aの作成など)

説明は以上です。

最初にも申しましたように、まだまだ検討中です。

ご清聴ありがとうございました。

